

名誉毀損等の不法行為と プロバイダの実務

2003年3月28日

富士通(株) 法務部
(兼)ニフティ(株)

丸橋 透

- 目次 -

1. プロバイダの実務 < 削除請求 >
2. プロバイダの実務 < 発信者情報開示請求 >
3. 現在直面している課題

1. プロバイダの実務 < 削除請求 >

侵害主張者 (削除請求) プロバイダ … (削除)

- 従来: 侵害主張者と発信者間で板ばさみ

* *従来型*: Notice+Notice+Notice+ (Takedown)

- 法定の通知と削除 (プロバイダ責任制限法3条2項2号)

- 侵害主張者からの削除請求
- 発信者への通知
- 発信者が受領してから7日以内に反論無し
- 削除

* *日本型*: Notice+Notice+Takedown

- 著作権ガイドラインに基づく通知と削除

- 侵害主張者からの削除請求 (+ 信頼性確認団体の裏書)
- ガイドライン要件を充足するかどうかの内容確認または形式的確認
- 削除

発信者への通知はオプション

* *米国型*: Notice+Takedown

削除請求の場合の拠り所

- **プロバイダ責任制限法**

- 逐条解説

- http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/pdf/020524_1_a.pdf

- **プロバイダ責任制限法ガイドライン**

- 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

- http://www.telesa.or.jp/019kyougikai/html/01provider/provider_020524_2.pdf

- 著作権等ガイドライン

- http://www.telesa.or.jp/019kyougikai/html/01provider/provider_020524_1.pdf

- **判例**

- ニフティFSHISO事件(東京高裁)

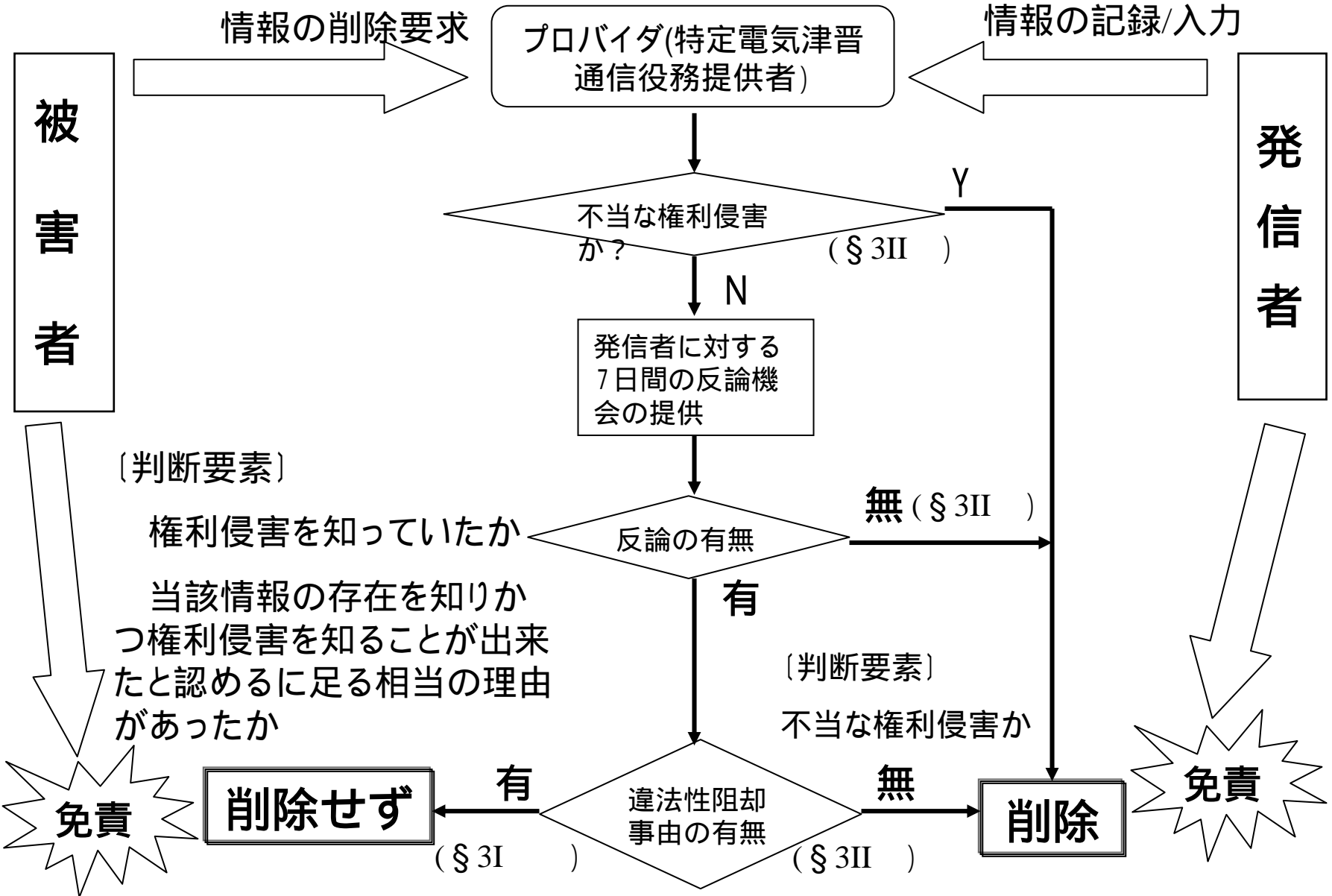
- 東京都立大学事件

- * ニフティFSHISO事件(東京地裁)

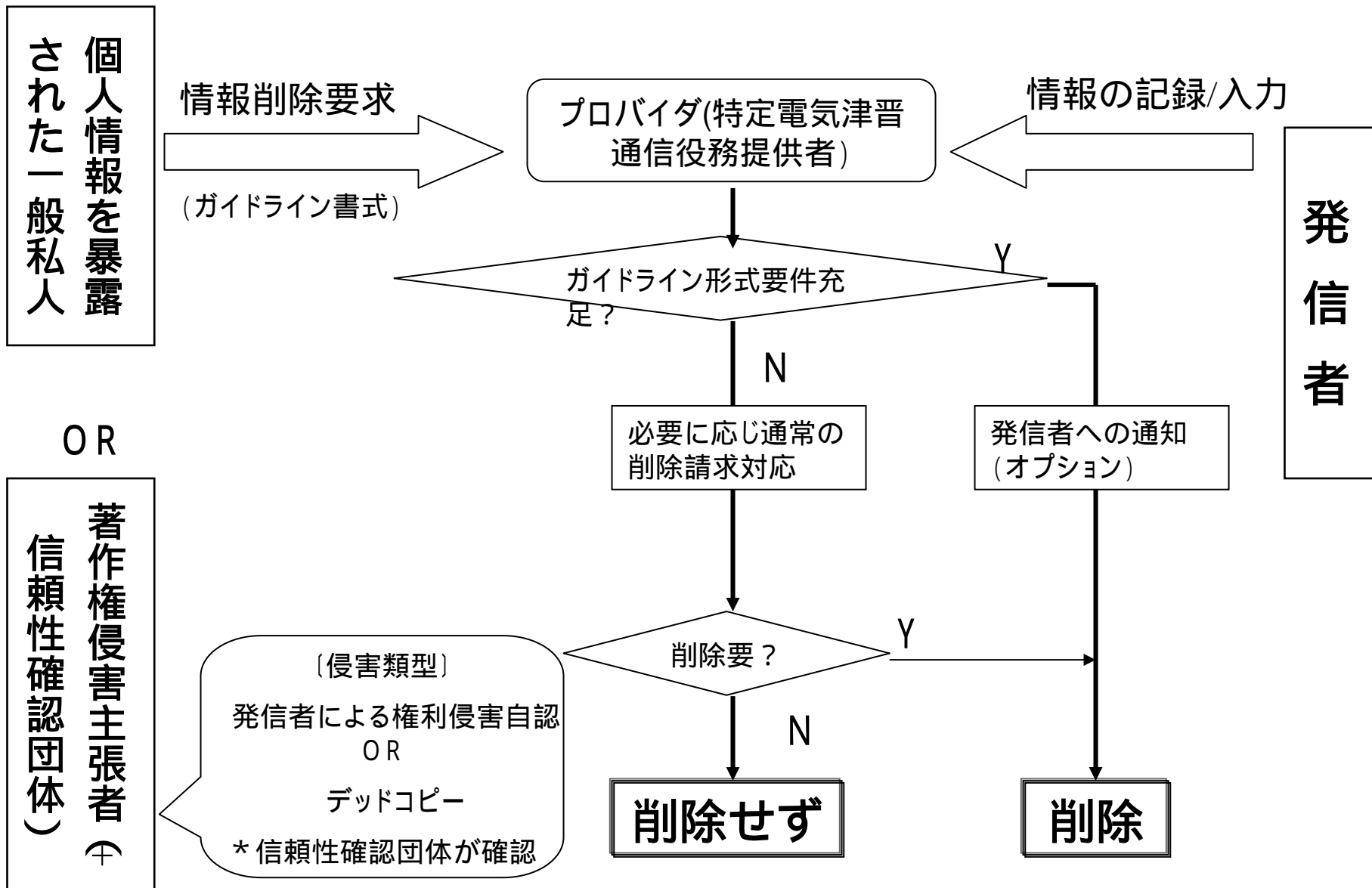
- * 2ちゃんねる動物病院事件

- * ファイルログ事件

削除請求の対処フロー



削除請求の対処フロー (ガイドライン)



2. プロバイダ実務 < 発信者情報開示請求 >

侵害主張者（発信者情報開示請求） プロバイダ・・・（開示）

- 法定要件

- 侵害主張者からの発信者情報開示請求
- 権利侵害が明らかであるとき
- 開示が損害賠償請求その他正当な理由があるとき

- 発信者の意見聴取

- 開示拒絶

- 故意または従過失が無い限り免責
- 開示した場合の免責条項無し 通信の秘密侵害罪
- 当面、任意開示するのは危険 = 発信者からの開示請求は訴訟対応

3. 現在直面している課題

- 対侵害主張者免責規定(プロ責法3条1項)の形骸化
 - 2ちゃんねる動物病院事件: 知った時点で編集責任
 - ファイルログ事件: 違法コンテンツが多いと発信者扱い
- P2Pによる不法行為・権利侵害の送信防止請求
 - = > 権利侵害の確認は困難
 - = > 両極端な対応: ネットアクセス切断 / 利用契約解除 or 警告
- アクセスプロバイダとしての発信者情報開示請求
 - アクセスプロバイダは特定電気通信役務提供者? => YES
 - 開示関係役務提供者に該当するのに「門前払い」と
 - 発信者の意見を聴く義務違反
 - 不開示に故意・重過失が認定されるおそれ(対侵害主張者免責無し)
 - 権利侵害が「明らか」かどうか判断困難(特にP2P)